

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	24,338
普通預金	伊予銀行空港通支店	—	運転資金として	—	—	55,045,432
	愛媛銀行本店営業部	—	運転資金として	—	—	129,427
定期預金	伊予銀行空港通支店	—	運転資金として	—	—	250,000,000
	愛媛銀行本店営業部	—	運転資金として	—	—	300,000,000
	小計					605,199,197
事業未収金		—	平成31年3月分 介護報酬等	—	—	90,034,269
未収補助金		—	平成30年度軽費老人ホーム事業補助金	—	—	10,598,000
前払費用		—	リサイクル預託金	—	—	7,410
流動資産合計						705,838,876
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(アテナ会拠点) 松山市保免中3丁目584番、585番、586番、587番1、583番	—	第一種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	207,383,201
	(ケアハウス拠点) 松山市保免中3丁目584番、585番、586番、587番1、583番	—	第一種社会福祉事業である、軽費老人ホーム等に使用している	—	—	101,780,383
	小計					309,163,584
建物	(アテナ会拠点) 松山市保免中3丁目585番地 他	2006年度	第一種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している	994,412,838	356,852,790	637,560,048
	(ケアハウス拠点) 松山市保免中3丁目585番地 他	2006年度	第一種社会福祉事業である、軽費老人ホーム等に使用している	326,566,710	131,558,928	195,007,782
	小計					832,567,830
基本財産合計						1,141,731,414
(2) その他の固定資産						
構築物		—		26,352,183	17,200,353	9,151,830
車輛運搬具	トヨタ自動車VOXY他2台	—	利用者送迎用	3,747,689	3,366,554	381,135
器具及び備品		—		95,335,131	91,237,006	4,098,125
退職給付引当資産	普通預金 伊予銀行空港通支店	—	将来における職員の退職金の目的のために積み立てている普通預金	—	—	32,051,851
役員退職慰労引当資産	普通預金 伊予銀行空港通支店	—	将来における役員の退職金の目的のために積み立てている普通預金	—	—	25,200,000
差入保証金	多々良建志	—	駐車場用	—	—	2,500,000
その他の固定資産	ソフトウェア	—		428,750	428,750	0
	施設利用権	—		1,125,000	952,875	172,125
	小計					172,125
その他の固定資産合計						73,555,066
固定資産合計						1,215,286,480
資産合計						1,921,125,356
II 負債の部						
1 流動負債						
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	51,992,000
事業未払金	平成31年3月分社会保険料他	—		—	—	17,885,653
預り金	平成31年3月分利用者負担金他	—		—	—	1,030,849
職員預り金	平成31年3月分源泉所得税他	—		—	—	7,948,080
賞与引当金		—		—	—	18,985,000
流動負債合計						97,841,582
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	238,223,000
退職給付引当金		—		—	—	32,051,851
役員退職慰労引当金		—		—	—	25,200,000
固定負債合計						295,474,851
負債合計						393,316,433
差引純資産						1,527,808,923

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には、会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。